



発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
公 告	
○採石業務管理者試験の実施 (工業振興課)	1
○土地改良区の設立認可の適否決定 (農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 ( " )	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2
落札公告	
○落札者等の公告 (税 務 課)	4

告 示

高知県告示第283号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
令和元年8月9日

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地	令元・8・1	令4・7・31

高知県告示第284号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。  
令和元年8月9日

区域及び区分	高知県知事 尾崎 正直
高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区の	

うちの室戸市室津及び浮津の区域

小型まぐろ漁業

高知県告示第285号

安芸郡東洋町甲浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称 東洋町
- 2 調査を行った地域及び時期 安芸郡東洋町甲浦の一部 平成23年度及び平成24年度
- 3 成果の名称 東洋町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日 令和元年8月9日

高知県告示第286号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和元年8月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長者佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町本郷字 沖屋敷1697番1から 高岡郡佐川町本郷字 神母2148番5まで	前	3.0	1187
		9.5	
高岡郡佐川町本郷字 沖屋敷1701番2から 高岡郡佐川町本郷字 神母2104番5まで	後 A	3.0	961
		9.2	
高岡郡佐川町本郷字 沖屋敷1697番1から 高岡郡佐川町本郷字	後 B	7.3	1194
		22.3	

神母2148番5まで				
------------	--	--	--	--

公 告

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験 (以下「試験」という。) を次のとおり行う。

令和元年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階会議室
- 2 試験の期日 令和元年10月11日 (金) 午前10時から正午まで
- 3 試験科目及び出題範囲 (1) 岩石の採取に関する法令事項 (環境保全関係法令事項を含む。) (2) 岩石の採取に関する技術的な事項 (岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ (脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。) の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)
- 4 受験手続 受験願書 (採石法施行規則 (昭和26年通商産業省令第6号) 様式第9によるもの) に写真 (手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 1枚を添えて提出すること。
- 5 受験願書等の提出期間 令和元年8月30日 (金) から同年9月13日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、令和元年9月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 6 受験願書等の提出先 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県商工労働部工業振興課
- 7 試験手数料 8,000円 (高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。)

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第8条第1項の規定により、古谷彰三ほか15名からの志和土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

令和元年8月9日から同年9月9日まで

3 縦覧場所

四万十町役場

4 その他

この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、久枝土地改良区の定款の変更を令和元年7月29日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年8月9日

高知県知事 尾崎 正直



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和元年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年11月28日 30高東土第2135号	香南市野市町西野字ルノ丸1747番1、 1757番1	高知市種崎78番地 有限会社みさとハウジング 代表取締役 加藤 久志

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第40号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月9日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第39条第3項第1号中「第40条の2において」を「県委員会が提供する同様式に準じて調製した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）を含む。以下」に、「1枚に記載した掲載文」を「に記載し、又は記録した掲載文1通」に改め、同項第2号中「2枚」を「（電磁的記録による掲載文を添付するときは、当該掲載文を記録した原稿用紙に記録したもの）1枚」に改める。

第40条第1項中「活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色で明瞭かつ濃淡がないように記載しなければ」を「無彩色で記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第2項及び第3項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第40条の2第1項中「記載しよう」と「記載し、又は記録しよう」とに、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第2項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第41条第1項中「記載した掲載文」を「記載し、若しくは記録した掲載文」に、「記載の」を「記載又は記録の」に改める。

第42条の見出し中「方法」を「体裁等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「印刷」を「選挙公報の印刷」に改め、同項を同条とする。

別記第22号様式中

- 「1 高知県選挙管理委員会が交付する原稿用紙1枚に記載した掲載文
- 2 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真2枚

を  
「1 原稿用紙（電磁的記録を除く。）により原稿を提出する場合

- (1) 高知県選挙管理委員会が交付する原稿用紙に記載した掲載文1通
- (2) 裏面に党派名及び氏名を記載した手札型の上半身像の写真1枚

- 2 高知県選挙管理委員会が提供する様式に準じて調製した電磁的記録により原稿を提出する場合

掲載文及び手札型の上半身像の写真を記録した電磁的記録

」に改め、同様式備考中「添付書類2を削除する」を「添付書類1の(2)を削除し、添付書類2中「及び手札型の上半身像の写真」を削る」に改める。

附 則

この告示は、令和元年8月9日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月9日

高知県監査委員  
元高行管第67号  
令和元年5月17日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成31年2月20日付け30高監報第14号で報告のありましたうえのことについて、強く改善を求める事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

（財務会計事務）

それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因して発生している。については、各機関において、規則やマニュアル等で定められた事務処理手順を周知徹底し、これらに準拠した事務を執行すべきである。

特に契約事務は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、管理職員等とは与えられた職責と役割を再認識し、職場におけるチェック体制の一層の充実を図るなど、適正に事務を執行することを強く求める。

今回の監査結果については、強く改善を求める事項等のあった機関のみならず、全機関において共有し、同様・類似の誤りを起こさないよう全職員に注意喚起されたい。（消防設備の維持管理）

なお、平成30年度の年間を通した着眼事項として、各所属が管理する施設について、消防設備の点検結果への対応状況を確認した。

その結果、一部の所属において、点検結果で不良とされ修繕等が必要とされたものへの対応に時間を要しているものが見られた。

県の施設における消防設備に不備があった場合、万が一の際は利用者等の安全を脅かすことにもなりかねないこと

<p>から、予算措置が必要な場合を含め、早急に修繕等の対応を行うなど、適正な消防設備の維持管理を求める。</p> <p>2 意見に対する措置状況 (財務会計事務) 会計検査や相談支援等を通じて、職員の会計事務処理能力の向上を図るとともに、基礎研修や実務研修、入札研修等において、「会計事務のポイント」や「契約事務のポイント」を資料として活用し、規則やマニュアル等で定められた事務処理手順を周知徹底します。</p> <p>また、各所属のチェックの要となる課長補佐、次長等に対し、収入・支出などの会計事務処理の漏れや遅延を防止するための執行管理方法、改善が求められた会計事務の再発防止策、会計書類や契約書等を確認する際の効果的なチェック方法の習得などに重点を置いた研修を実施します。</p> <p>特に契約事務において管理職員等決裁ラインにおける職員には、それぞれの職責と役割の重要性を再認識するよう研修等の場を通じて徹底します。</p> <p>さらに、監査結果の強く改善を求める事項等については、会計管理局だよりや各種研修等を通じて、同様の誤り等が生じないよう全機関に注意喚起を行うとともに、会計事務処理上の不明点等は、会計支援担当職員や会計専門員に速やかに相談し、確認するよう全庁に周知するなど、各所属への会計支援のなお一層の強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。</p> <p>(消防設備の維持管理) 監査結果を各部署に送付し、消防設備に不備がある場合は、早急に修繕等の対応を行うなど、適正な維持管理に努めるよう周知徹底をしました。</p> <p>今後は、消防設備の点検結果において、不備が見つかった場合は、早急に対応するよう取り組みます。</p> <p>第2 強く改善を求める事項の該当機関</p> <p>1 東京事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>ア 平成29年度の常時資金の精算について、常時資金精算書を精算時には作成せず、平成30年8月31日以降に作成し、平成29年度の決裁権者である前所長が決裁印を押ししていた。(支出事務)</p> <p>イ 平成30年度のパンフレット配布等委託業務の複数単価契約について、随意契約をすべきところ競争入札により契約していた。また、予定価格調書には単価についての予定価格を記載すべきところ、総額のみを記載していた。(契約事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>ア 本件は、平成29年度の常時資金に係る年度末処理にあ</p>	<p>たり、第4四半期についての常時資金残高報告書のみを作成し、常時資金精算書の作成を失念していたものです。</p> <p>また、本件について平成30年8月30日及び31日の会計管理課による会計検査において指摘を受けたことから、書類の不備を是正するため当該精算書を事後作成し、その際会計管理課をはじめとする関係機関に十分に協議を行わないまま旧年度中の日付及び決裁ルートにより誤った処理を行ったものです。</p> <p>イ 本件は、平成30年度の契約締結にあたり、契約方法を従来の総額契約から複数単価契約に変更した際、複数単価契約の場合は随意契約とすべきであるところ、事務担当者の知識不足及び組織的なチェックが不十分であったことから、前年度に引き続き一般競争入札によって契約先の選定を行ったものです。</p> <p>また、複数単価契約の場合、予定価格は単価毎に記載すべきところ、委託業務総額のみ記載していた点についても、制度の理解が十分でなかったこと、組織的なチェックが不十分であったことに原因があると考えております。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>ア 一連の経過の分かる書面に平成30年3月29日付けで作成した精算書を添え、平成30年度の決裁権者による決裁を行いました。今後は、所長、出納員以下総務担当者全体で常時資金の関係規定の周知徹底を図るとともに、今回のケースを出納員の引継書に記載して継続して周知し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>イ 契約自体は既に適法に成立しているため、今回については、再契約等は行っておりません。今後は相見積りの上、随意契約によって選定することといたします。また、関連する諸規定について、担当者・総務担当者全体で改めて確認し、手続きに誤りがないよう徹底いたします。</p> <p>なお、会計事務について、会計管理課職員を講師とした所内勉強会を開催し、特に誤りの多い点について職員に注意喚起を行いました。</p> <p>2 安芸農業振興センター</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>平成28年度地域ため第5241-803号西山2期地区地域ため池総合整備新畑2号池堤体工事の第2回変更設計書において、処分する木根等の運搬車両の台数を錯誤したため、請負工事費が過少となっていた。(支出事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>産業廃棄物処理の数量につきましては、実績数量にて精算することとなっていますが、請負業者から報告のあった</p>	<p>実績数量に対するマニフェストや写真での確認が不十分であったことから処分数量41トンを運搬車両41台と錯誤して積算したものです。</p> <p>加えて、実績数量及び積算の精査においては、複数人でのチェックが十分でなかったことも要因です。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>まず、実績数量で積み上げる項目につきましては、マニフェストや写真の確認を抜かりなく行うこととしました。</p> <p>また、数量の積み上げ根拠資料及び確認資料のコピーを精算書に添付し、複数人での確認を行うこととしました。</p> <p>一方、請負業者に対しましても、積算時の単位の錯誤を防止するために、産業廃棄物処理数量一覧表の様式を示し、作成の際には、数量と台数を明記するようにしました。</p> <p>以上の取組により、今回のような錯誤の防止に努めています。</p> <p>3 中央東林業事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>平成29年度に実施した複写サービスの入札において、契約担当者ではない者が予定価格調書を作成していた。(契約事務)</p> <p>(2) 原因又は理由</p> <p>今回の複写サービスの入札については、所長が予定価格調書を作成し、自ら決裁権者(所長)として決裁すべきであったが、入札担当者が出先機関長の専決(建設工事及び工事にかかる委託業務)にかかる案件と同様の取り扱いと勘違いし、作成者欄に「次長」と職名を記載したうえで次長に手渡し、次長はそれに気付かず誤って予定価格調書を作成し、所長もまた、それに気付かず決裁したものです。</p> <p>(3) 措置状況</p> <p>本事案のミスを防ぐことができなかったのは、決裁権者を含め関係職員の会計事務に関する知識不足によるものであることから、所属職員全員に今回の指摘事項を周知し、本事案のみならず会計事務の適正処理を促しました。</p> <p>また、今後このようなことがないように、高知県契約規則及び高知県会計事務処理要領等を再度熟読するとともに、職場での研修を行うなど、組織として入札・契約事務の知識を深めるよう努めます。さらに、チェックリストを活用し、再発防止と適正な事務処理を徹底します。</p> <p>4 中央西土木事務所</p> <p>(1) 強く改善を求める事項</p> <p>前年度の指摘事項である平成29年度伊野合同庁舎保全整備委託業務契約書における仕様書の添付漏れ及び遅延利息の率の誤りを修正するに当たり、決裁文書を作成すること</p>
--	---	--



なく平成29年6月16日付け変更契約書を差し替えていた。  
(契約事務)

(2) 原因又は理由

平成29年度定期監査の指摘事項に対する改善に当たり、契約書の修正に決裁が必要との認識が十分共有されていなかったことや、修正を担う責任者が不明確な状況となっていたこと、また、公印押印に当たっての管理体制が不十分であり、変更契約書の作成について、公印押印時における審査が行われていなかったことが原因です。

(3) 措置状況

指摘を受け、このことを繰り返さないよう、責任を持った事務処理やチェック体制の確立・強化のために、以下のとおり措置しました。

ア 会計管理課発行の「契約事務のポイント」に基づくチェック表を作成

適正な契約事務の執行に向け、清掃業務、警備業務、施設管理運営業務、維持修繕関係(請負契約)等について、「契約事務のポイント」に基づきチェック表を作成。

チェック表は、支出負担行為時、契約書の製本時、公印の押印時の各段階で確認を行うこととしました。

イ 公印押印の管理強化のため、公印の押印場所を総務課長の前の机に変更

ウ 指摘事項の周知と再発防止策について職員への説明会の開催

中央西土木事務所チーフ会、所内事務所の越知事務所での説明会を含め、合計4回説明会を開催し、以下のことについて説明・周知を行い再発防止を図りました。

(ア) 事務局監査で指摘を受けた不適切な事例を説明。

(イ) 適正な契約事務の執行のため「契約事務のポイント」に基づき作成したチェック表を説明、また、チェック表による確認を徹底することを説明。

(ウ) 公印を押印する文書は、決裁権者の決裁が必要なことを説明。

(エ) 文書の浄書、校合、公印押印など、文書(契約書)作成の実務とその重要性を説明。

以上により、全職員を対象に説明会を行いました。

エ 会計事務に関する所内研修会への参加

新年度を控えた契約事務の留意点や会計管理課からの通知等を踏まえた基礎知識の習得の場である会計専門員主催の会計事務研修会に関係職員等が参加しました。

今後は、会計事務研修への積極的な参加等を通じて、職員のスキルアップを図りながら、適正な事務の執行に努めます。

元高教政第127号  
令和元年5月14日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について(通知)

平成31年2月20日付け30高監報第14号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

機関名：高知南高等学校

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度空調サービス契約について、予定金額が100万円を超えていたにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 原因又は理由

当該契約は、空調サービスが提供できる事業者に限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約に該当すると判断したのですが、そのことをもって金額に競争性はなく価格が適正であることの精査は不要と誤認し、予定価格調書の作成をしていなかったものです。

(3) 措置状況

競争に適さない契約であっても、その見積価格が適正かつ妥当なものであるかの精査は必要であることの認識が欠けていたことが原因であることから、予定価格調書の重要性・必要性を職員一人ひとりが再認識し、「契約事務のポイント」を参考に事務処理手順を事務室内で周知徹底しました。

また、学校で行っている複数人でのチェックにおいて、一人ひとりが会計管理局作成のチェックシートによる確認を行うことで再発防止に努めます。

機関名：高知工業高等学校

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度の消防設備保守点検業務委託契約の請書に仕様書が添付されていなかった。

(2) 原因又は理由

落札業者から請書の提出があった時点で仕様書の確認を失念し、添付漏れに気付かず受け取ってしまったことが原因です。

(3) 措置状況

今後は契約書・請書等の提出があった時点で、複数で内容を確認したうえで授受することとし再発防止に努めます。

機関名：高知西高等学校

(1) 強く改善を求める事項

ア 平成29年度及び平成30年度の教職員・児童生徒健康診断委託業務について、予定金額が100万円を超えていたにもかかわらず、施行何を作成していなかった。

イ 平成30年度に作成した電話設備賃貸借契約書において、契約期間が16か月であったにもかかわらず、12か月分の金額を契約金額としていた。

(2) 原因又は理由

ア 教職員と生徒全員分をまとめて契約するため予定金額が100万円を超過するにもかかわらず、会計事務に関する知識不足により、施行何の作成が不要であると誤認していたことが原因です。

イ 校内電話設備の増設・使用に係る契約において、契約書(案)の作成時に契約金額を誤って記載してしまったことが原因です。

(3) 措置状況

ア 誤った処理の原因は基本的な会計事務に関する知識不足によるものであるため、今回の案件を事務職員全員が共有するとともに、特に契約担当者は契約に係る事務処理を再確認するよう、勉強会の時間を取って全員で理解を深めました。また、専決権者の事務長は、最終決裁者として会計管理局作成のチェックシートを活用して確認するなど、再発防止に努めます。

イ 決裁においてチェックが十分に機能を果たすことができなかったためにこのような不適切な事務処理となったことを踏まえ、今後は事務長をはじめとした複数の職員で契約書の文面を確実にチェックすることにより再発防止に努めます。

消防設備の維持管理

一部の所属において消防設備の点検結果で不良とされ、修繕等が必要とされたものへの対応に時間を要しているものが見られたことに関しては、当該報告を教育委員会事務局内で改めて共有し、早期に修繕等の対応を行うとともに、適正な消防設備の維持管理に努めます。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年8月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

税務総合システム税制改正対応委託業務（特別法人事業税、  
自動車税種別割） 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年7月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,110,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため